

# アジア経済法令ニュース 増刊 No.17-107

マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与との闘争に関する

2013年5月31日付モンゴル国法律（新版）【仮訳】

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2017年2月20日（月）

## マネー・ロンダリング又はテロリズムへの 資金供与との闘争に関する 2013年5月 31日付モンゴル国法律（新版）【仮訳】 2013年5月31日施行

### 目次

#### 第1章 総則

#### 第2章 予防活動

#### 第3章 国家機関の権限

#### 第4章 その他の規定

#### 第1章 総則

##### 第1条 法律の目的

1 この法律の目的は、マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与と闘争し、予防する活動を組織する法的根拠を確定することに存する。

##### 第2条 マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与との闘争に関する法令

1 マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与との闘争に関する法令は、モンゴル国憲法、刑法及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。

2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

##### 第3条 法的術語の定義

1 この法律において使用する次の術語は、次の意義のように理解する。

(1) 「マネー・ロンダリング」とは、明らかに不法に取得した財産をそれと知りながら取得し、転換させ、移転し、又は適法な状況があるようにするため、源泉をおおい、又は隠ぺいし、所有し、占有し、又は使用する権利を移転し、客観的な性質、形式又は所在を改変することをいう。

(2) 「テロリズムへの資金供与」とは、テロリスト組織、テロリスト又はテロリスト活動に充当されることを知りながら直接又は間接に財産を集め、移転し、又は支出することをいう。

(3) 「現金フロー」とは、内国若しくは外国の通貨又は国際的支払決済に普遍的に用いられる小切手、手形又は有価証券を利用して行うフローをいう。

(4) 「非現金フロー」とは、国際的支払決済に普遍的に用いられる支払指図書、支払請求書、信用状、取立委託書、支払いカード、電子支払決済、引出権、信用

- により行う支払決済及び支払決済に係るその他の手段により行うフローをいう。
- (5) 「政治に対し影響を有する者」とは、公職における公的利益及び私的利益を規制し、利益相反を予防することに関する法律第 20 条第 2 項所定の者をいう。
  - (6) 「終局的所有者」とは、関係者の行為若しくは活動を指導管理して方向づけ、自己の行為を他人をして代理させて行わせ、又は法人を 1 つ以上の連結した関係のある法人が所有しているならば、それらを当初に発起設立した者をいう。
  - (7) 「地下銀行」とは、いずれかの国において登記を有していても当該国において客観的に所在していない銀行をいう。
  - (8) 「クライアント」とは、次条第 1 項所定の者をして役務を提供させる者をいう。
  - (9) 「財産」とは、民法第 83 条所定のものをいう。

## 第 2 章 予防活動

### 第 4 条 通知義務者

1 次の者は、第 7 条所定のフローについて第 16 条第 1 項所定の金融情報局に対し通知する義務を有する。

- (1) 銀行
- (2) 非銀行金融機関
- (3) 保険者及び保険専門業務参加者
- (4) 投資ファンド
- (5) 有価証券市場への参加者である専門業務組織
- (6) 貯蓄・貸付協同組合
- (7) 不動産仲介組織
- (8) 公証人

2 前項所定の者が無記名口座、連番口座若しくは偽名による口座を開設し、フローを行い、又は閉鎖された口座を利用することは、これを禁止する。

### 第 5 条 クライアントの識別

1 次の場合には、前条第 1 項所定の者は、クライアントを正式な由来、文書、報告又は情報の源泉を用いて識別する義務を有する。

- (1) 金融取引を生じさせる前の場合
- (2) 口座がなく、又は安定的金融取引を生じさせていない者が偶発的に 2000 万トゥグルグ（それと等しい金額の外国通貨）以上の価額を有するフローを行う前の場合
- (3) クライアントが 24 時間以内に行った相互に関連のある複数回のフローの各価額が前号所定の金額を下回っても、価額総額が 2000 万トゥグルグ（それと等しい金額の外国通貨）以上の価額を有する場合
- (4) クライアントについて従前に取得した情報が真実であるか否かについて疑った場合
- (5) 当該クライアント又は当該フローについてマネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与に係る活動と関連があると疑った場合

2 前項の定めに従い、クライアントを識別するため、前条第 1 項所定の者は、次の措置を講ずる。

- (1) クライアントが個人である場合には、その族称、父（母）称、名、生年月日及び公民証若しくは外国のパスポートの写し（文書を受理する権限を有する者が原本と照合し、写しが真実である旨の記載を無償で行うもの）又は文書を郵送す

るならば、公証人により証明させた写しを提出させて取得すること。

- (2) クライアントが法人である場合には、その名称、所在地の住所、国家登記番号、納税義務者番号、連絡電話番号及び国家登記証の写し（文書を受領する権限を有する者が原本と照合し、写しが真実である旨の記載を無償で行うもの）又は文書を郵送するならば、公証人により証明させた写し及び指導管理部についての詳細な説明書を提出させて取得すること。
  - (3) 終局的所有者の名により口座を開設し、及びフローを行うか否かを通知し、理解する目的のために当該ビジネス取引の目的、フローの内容及び終局的受領者に関する情報を明らかにさせること。
  - (4) クライアントが法人である場合には、その終局的所有者の族称、父（母）称及び名を確定し、終局的所有者に関して、並びにクライアントの所有制、監督及び組織構造を識別することと関連する可能性のあるすべての措置を講ずること。
  - (5) クライアントが法人又は委任された代理人である場合には、その名により取引する者がそのような権限を有するか否かを精査し、その者の族称、父（母）称及び名を確定し、文書と照合すること。
  - (6) 銀行及び金融機関相互間の移転を行う者及び受領する者の族称、父（母）称、名、登記簿番号、居住地の住所及び連絡電話番号を確定させること。
- 3 クライアントについての情報を究明することと関連するその他の要求は、モンゴル銀行の総裁の承認した手続に従いこれを調整する。
- 4 クライアントが第 2 項所定の情報を与えるのを拒絶した場合には、前条第 1 項所定の者は、当該クライアントに対し役務を供与するのを拒絶する義務を有する。
- 5 前条第 1 項所定の者は、新規技術を使用して行うフローに特別に注意を払い、当該フローから生ずる可能性のあるマネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与のリスクを予防する特定の措置を講じて実施する。
- 6 前条第 1 項第(1)号所定の者は、外国への送金、移転又は支払決済を行う目的のため、外国の銀行に取引口座を開設する前に次の情報を取得する。
- (1) 当該銀行の活動の方針を確定する情報
  - (2) 当該銀行が管轄を受ける外国の関連する権限のある機関又は公的情報源泉からの当該銀行又は組織の社会的に認識された状況についての情報
  - (3) 当該銀行がマネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与と闘争するシステム及び内部監督プログラムを有しているか否かの情報
  - (4) 当該銀行がマネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与に係る活動に関連し、検査されたか否かについての情報
- 7 前条第 1 項第(1)号所定の者が地下銀行及び地下銀行との取引が確定された銀行に取引口座を開設することは、これを禁止する。
- 8 前条第 1 項所定の者は、マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与のリスクを有すると確定されたビジネスの取引又はフローに関連するクライアントを識別する詳細な活動を行う。

## 第 6 条 個別の監督

- 1 第 4 条第 1 項所定の者は、次のフローに対し個別に監督を行う義務を有する。
  - (1) 急激に変更された巨額を伴うもの
  - (2) 明らかな経済的又は法的な根拠のないもの
  - (3) 政治に対し影響を有する者の名により行ったもの
  - (4) マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与と闘争する職責を有する国際機関によりマネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与と闘争する監

- 督に係る保障のないシステムを有すると認定された国を通じて行ったもの
- 2 前項所定のフローについて、第4条第1項所定の者は、追加情報又は報告を発行させ、フロー又はビジネスの取引の目的又は本質を可能な範囲において検査し、結果を書面により保存する。

#### 第7条 フローについての通知

- 1 第4条第1項所定の者は、2000万トゥグルグ以上の価額を有する現金又は対外支払決済フローに関する情報をフローが行われた後5営業日以内に承認された様式及び手続に従い金融情報局に通知する義務を有する。
- 2 財産、フロー又はフローを行う意図についてマネー・ロンダリング若しくはテロリズムへの資金供与と、又は犯罪を行って取得した収益と関連があると疑い、又は知った場合には、第4条第1項所定の者は、その旨を24時間以内に承認された様式及び手続に従い金融情報局に通知する。
- 3 第4条第1項所定の者は、情報をファクシミリ、電子形式又は書面により金融情報局に対し、その承認した様式及び手続に従い送付する義務を有する。
- 4 第4条第1項所定の者は、モンゴル銀行の総裁及び法的事項を所管する政府の成員が共同で承認した情報を与える手続に従い、特定のフロー及びそれへの参加当事者に関する情報を、法律を守護し、及びテロリズムと闘争する職責を有する権限のある機関に発行して与える。

#### 第8条 クライアントについての証憑又は資料の保存

- 1 第4条第1項所定の者は、クライアントの行ったフロー、口座及びクライアントについて第5条及び第6条の定めに従い取得した情報又は文書を当該口座が閉鎖され、又はフローが行われた後5年以上の期間にわたり保存する。
- 2 前項所定の情報又は文書は、第4条第1項所定の者が権限のある法律守護機関の要請により速やかに発行して与えるのに準備した状況の下において、これを保存する。

#### 第9条 疑いのあるフローに関する情報

- 1 金融情報局に対し送付する疑いのあるフローに関する情報は、次の内容を有する。
- (1) 第4条第1項所定の者の名称、所在地の住所並びに情報を送付した役職員の父(母)称及び名
  - (2) クライアント及び受領者についての情報
  - (3) 当該フローの内容、価額、実行形式、年月日、口座番号、その他のフロー参加者及び口座保有者についての情報
  - (4) 当該フローを疑うこととなった根拠及び状況に関する簡要な報告
  - (5) 関連するその他の文書

#### 第10条 口座に対する監督の実行

- 1 マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与に利用すると認定する根拠がある場合には、金融情報局は、第4条第1項所定の者のクライアントの口座に対し監督を行うことができる。

#### 第11条 財産の凍結及び停止

- 1 実行のために引き受けられるフローがマネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与の目的を有すると認定する根拠のある場合には、金融情報局長は、当該フローを3業務日までの期間をもって停止させ、かつ、必要のある場合には、裁判所は、当該期間を延長することができる。
- 2 前項所定の決定を第4条第1項所定の者に対し書面により送付する条件のな

い場合には、電話で通知し、決定を 24 時間以内に送付する。

3 第 1 項の定めに従いフローを停止させる期間において、金融情報局は、次の措置を講ずる。

- (1) 当該フローについて外国又は内国の関連機関から必要な情報を収集すること。
- (2) 当該フローがマネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与の目的を有すると認定する証憑又は根拠が確定された場合には、その旨を権限のある法律守護機関に通知し、関連文書を直ちに移転して検査させること。
- (3) 当該フローがマネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与の目的を有しないと確定された場合には、フローを停止させる旨の決定を解除し、第 4 条第 1 項所定の者に直ちに通知すること。

#### 第 12 条 責任の免除

- 1 第 4 条第 1 項所定の者が金融情報局又は権限のある機関に対しこの法律所定の手続に従い情報を与えたことは、銀行又は専門業務の秘密を開示したこととみなさない。
- 2 第 4 条第 1 項所定の者が与えた情報がマネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与の目的を有しないと確定されたことは、当該情報を与えた者を問責する根拠とならない。
- 3 特定のフローを前条所定の手続に従い停止させたことにより個人又は法人に損害をもたらしたことは、第 4 条第 1 項所定の者又は金融情報局を問責する根拠とはならない。
- 4 第 4 条第 1 項所定の者又は金融情報局の違法な活動に起因して個人又は法人に損害をもたらした場合には、損害は、関連する法律の定めに従い、これを決定する。

#### 第 13 条 情報の秘密の保持

- 1 第 4 条第 1 項所定の者又は金融情報局が第 7 条第 4 項所定以外の者にクライアントのフローについての情報を与え、又は転送することは、これを禁止する。
- 2 金融情報局の長、監督・検査官、分析官又は職員が公的職責に従い取得したクライアントのフローと関連する情報の秘密を法律所定以外の場合において、権限の期間内において、又は職務から解任された後において開示することは、これを禁止する。

#### 第 14 条 通知義務を有する者の内部監督

- 1 第 4 条第 1 項所定の者は、マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与と闘争するのに向けられた内部監督プログラムを承認して遵守させ、かつ、それに次の事項を表示する。
  - (1) 疑いのあるフローを発見し、情報の秘密を保持し、金融情報局又は権限のある他の機関に情報を与え、文書を移転する手続
  - (2) マネー・ロンダリング若しくはテロリズムへの資金供与と闘争することに関する法令又は前号所定の手続の執行に対し監督を行う役職員を任命し、又は解任する手続並びにその権限及び義務
  - (3) 前号所定の手続の執行に対し監督を行う役職員をして専門的技能を取得させる訓練に参加させる計画又は措置
  - (4) 自己のクライアント、役務又は商品に係るマネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与のリスクを評価し、高リスクのあるクライアント、役務又は商品を格別に注意する方向に沿った措置
- 2 前項所定のプログラムは、これを金融情報局に送付してその登記を受ける。

第 15 条 モンゴル国の国境を經由した現金の持込み又は持出し

- 1 旅客は、1500 万を超えるトゥグルグ又はそれと等しい金額の外国通貨、金融手段又は電子マネーをモンゴル国の国境を經由し携帯して通過する場合には、その旨を税関申告書にありのままに申告する。
- 2 前項の定めに従い申告した現金申告書は、税関機関がこれをまとめて、月ごとに関連手続に従い金融情報局に送付する。
- 3 前項所定の申告書の様式は、金融情報局の長と協議して税関総局の長がこれを承認する。

第 3 章 国家機関の権限

第 16 条 金融情報局

- 1 金融情報局は、第 4 条第 1 項所定の者から第 7 条所定の情報を取得し、情報について分析を行い、分析結果についてマネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与と関連があると疑ったフロー又はフローに係る収益に関する情報を権限のある法律守護機関に移転する職責を有する非従属的な独立機関である。
- 2 金融情報局は、モンゴル銀行に付帯して活動する。
- 3 金融情報局の活動の戦略、組織構造及び活動経費は、第 22 条第 1 項所定の共同活動会議の提案に基づいてモンゴル銀行の総裁がこれを承認する。
- 4 金融情報局の長は、権限のある法律守護機関の長と協議してモンゴル銀行の総裁がこれを任命し、又は解任する。
- 5 金融情報局の長は、次の要求を満たした者とする。
  - (1) 銀行、金融又は法制分野において 5 年以上活動したこと。
  - (2) ローン又は保証若しくは身元保証契約により引き受けた期限を徒過した債務がないこと。
- 6 金融情報局の監督・検査官及び分析官は、次の要求を満たした者とする。
  - (1) 銀行、金融又は法制分野において 2 年以上活動したこと。
  - (2) ローン又は保証若しくは身元保証契約により引き受けた期限を徒過した債務がないこと。
- 7 金融情報局の長は金融情報に係る国家主任監察官であり、監督・検査官及び分析官は金融情報に係る国家監察官である。
- 8 金融情報局の長の国家主任監察官としての権限はモンゴル銀行の総裁が、国家監察官としての権限は国家主任監察官が、これを授与する。
- 9 金融情報局の長並びに監督・検査官及び分析官は、必要のある場合には、監督・検査を行い、法律所定の職責を履行する目的のため、国家機関をして照合回答を発行させて取得する権限を有する。

第 17 条 権限のある法律守護機関の職責

- 1 金融情報局においては、権限のある法律守護機関の代表を活動させる。
- 2 権限のある法律守護機関の代表は、第 16 条第 9 項の定めに従い監督・検査を行い、金融に係る照合回答を発行させて取得する権限を有する。
- 3 第 1 項所定の代表は、権限のある法律守護機関の長の提案に基づいて金融情報局の長がこれを任命し、又は解任する。
- 4 必要のある場合には、権限のある法律守護機関及び金融情報局は、共同業務グループを結成して活動することができる。

第 18 条 金融情報局の職責

- 1 金融情報局は、第 10 条及び第 11 条に定めるほか、次の職責を履行する。

- (1) 第4条第1項所定の者が発見し、又は権限のある国内の、若しくは国際的な同一若しくは類似する機関の情報バンクにある情報を取得し、収集し、又はそれに対し分析を行うこと。
  - (2) マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与に係る根拠のあるフローであると認める場合には、当該情報を法律所定の手続に従い権限のある法律守護機関及びテロリズムと闘争する職責を有する機関に送付し、移転した疑いのある現金又は非現金取引について情報バンクを組成すること。
  - (3) 疑いのある現金又は非現金取引について発見した情報に従い講じた措置に関して第4条第1項所定の者及び権限のある法律守護機関にそれぞれ通知すること。
  - (4) マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与と関連する情報を検査し、疑いのあるフローを監査し、又は発見する方法を立案して第4条第1項所定の者に通知し、実施を組織すること。
  - (5) マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与と闘争し、又はこれを予防することについて、社会において報告又は宣伝を展開すること。
- 2 金融情報局の監督・検査官は、マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与との闘争に関する法令の執行を監督・検査し、出現した違反を除去するよう第4条第1項所定の者に要求し、又は権限のある法律守護機関に送致して検査させ、若しくは特別認可証を失効させる旨の提案を立案して権限のある者をして決定させる権限を有する。
- 3 金融情報局は、第4条第1項所定の者及びその役職員につき法律により引き受けた義務をどのように履行するののかについて監督を行う。
- 4 金融情報局は、自己の活動についての報告を金融安定性会議に年度ごとに説明する。
- 5 金融情報局の長及び職員は、法律所定の職責を執行する目的のため、個人、法人又は財産の登記、社会保険の登記、国境の通過に関する登記、投資の登記及び銀行間のフローの登記に係る照合回答と関連する機関をして発行させて取得する権限を有する。
- 第19条 通知義務を有する者の活動に対する監督の実行
- 1 第4条第1項第(1)号所定の者がこの法律により引き受けた義務をどのように履行しているののかに対し監督を行い、実施を保障させる業務はモンゴル銀行が、第4条第1項第(2)号ないし第(7)号所定の者がこの法律により引き受けた義務をどのように履行しているののかに対し監督を行い、実施を保障させる業務は金融規制委員会及び金融情報局が共同で、これを行う。
  - 2 この法律の実施に対する監督の実行と関連して、モンゴル銀行、金融規制委員会及び金融情報局は、次の活動を行う。
    - (1) 第4条第1項所定の者の指導管理又は活動に対し直接又は間接に参加し、法律の実施と関連する基準を設定すること。
    - (2) 第4条第1項所定の者の法律により引き受けた業務の履行を保障させ、監督・検査を行うこと。
    - (3) この法律所定の義務又は責任を履行する目的のため、第4条第1項所定の者に関連づけて指示、規則、手続、指令又はアドバイスを発出すること。
    - (4) 権限のある機関と共同で活動し、情報交換し、又はマネー・ロンダリング若しくはテロリズムへの資金供与に係る犯罪行為を捜査し、審理して解決する活動に対し指示若しくは援助を供与すること。
    - (5) 疑いのあるフローを通知するのに適合した基準又は規準を金融情報局が権限

のある機関と共同で立案すること。

- (6) この法律の実施と関連づけて講ずる措置又は責任についての統計報告を社会に対し配布すること。

#### 第20条 情報バンク

- 1 金融情報局は、この法律所定の手続に従い収集した情報をまとめた情報バンクを有する。
- 2 前項所定の情報バンクに情報を保存し、又はそれを利用する手続は、金融情報局の長がこれを承認する。

#### 第21条 外国の同一又は類似の機関との交流

- 1 金融情報局は、同一又は類似の活動に従事し、秘密保持性について同一レベルの外国又は国際機関と法令の範囲内において共同で活動する。
- 2 金融情報局は、前項所定の機関の提出した要請に基づいて、それに必要な情報を関連する法令に従い送付することができる。

#### 第4章 その他の規定

##### 第22条 共同活動会議

- 1 金融情報局に付属して、マネー・ロンダリング又はテロリズムへの資金供与との闘争に関する法令の実施を保障し、情報を交換し、リスクを低下させ、又は予防することについてアドバイスを発出する職責を有する共同活動会議が活動する。
- 2 共同活動会議においては、対外関係、金融又は法制に係る事項を所管する国家行政中央機関、検察機関、モンゴル銀行、金融規制委員会、法律を守護し、及びテロリズムと闘争する職責を有する権限のある機関、租税及び税関機関並びに金融情報局の代表が活動する。
- 3 共同活動会議の業務に係る職務上の職責は、金融情報局がこれを履行する。
- 4 共同活動会議の活動手続、構成及びその指導管理は、モンゴル銀行の総裁がこれを承認する。

##### 第23条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 この法律に違反した故意又は過失のある者に対しては、法律所定の責任を引き受けさせる。

##### 第24条 法律の発効

- 1 この法律は、2013年5月31日から施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)